

児童情報共有システムの導入及び運用保守業務委託
プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

令和 6 年 度：

児童情報共有システムの導入及び運用保守業務委託

令和 7 ～ 9 年 度：

児童情報共有システムの運用保守業務委託（長期継続契約）

(2) 目的

世田谷区では子ども家庭支援センター及び児童相談所では支援等の対象となる児童について、家庭の養育におけるリスク等の共有を目的として、学校や保育施設等の所属機関から定期的に登園・登校状況等の情報提供を受けている。（以下、「定期的な情報提供」と言う。）

当該情報は、子ども家庭支援センター及び児童相談所が適切かつ迅速な相談援助活動を行うために重要な情報であり、円滑な情報伝達が求められるものがある。しかし、現状その伝達手段は紙媒体のため、郵送等や回答書の集計の関係により、子ども家庭支援センター及び児童相談所が当該情報を把握できるまでに多くの時間を要している。また、発送・受取、回答作業をはじめとした書面のやりとりに費やす業務が所属機関の負担にもなっている側面も存在する。

そのため、情報の迅速な伝達と業務負担軽減を図ることを目的として、定期的な情報提供に係る一連の運用を紙媒体から電子化するための児童情報共有システムの導入・運用に向け、その委託先を公募型プロポーザル方式により選定する。

(3) 委託内容

「児童情報共有システム導入及び運用保守業務委託提案要求仕様書（令和 6 年度）」及び「児童情報共有システム運用保守業務委託提案要求仕様書（令和 7 ～ 9 年度）」のとおり。

(4) 履行期間

①構築・運用保守：令和 7 年 1 月上旬から令和 7 年 3 月 31 日

※システム稼働予定日 令和 7 年 2 月中旬

②運用保守：令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間

※事業内容が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和 7 ～ 9 年度についても新たな契約を結ぶことを認める。

※区は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約にかかる歳出予算の減額または削減があった場合、この契約を変更または解除することができる。

(5) 提案限度額

令和 6 年度：4, 712, 000 円（消費税及び地方消費税含む）

令和7年度～令和9年度：5, 249, 640円（消費税及び地方消費税含む）

＜内訳＞（いずれも消費税及び地方消費税含む）

令和7年度：1, 749, 880円

令和8年度：1, 749, 880円

令和9年度：1, 749, 880円

なお、提案書の提出にあたっては、令和6年度～令和9年度の見積書をそれぞれ添付すること。

※金額の算出にあたっては、契約履行期間の総額を記載するとともに、ライセンス手配や運用保守等の経費を分けて記載すること。

2 プロポーザル方式を採用する理由

児童の安全な状況の確認を目的として、多くの関係機関と情報共有を行う本事業において、児童情報共有システムの導入および保守運用を適切に履行するためには、区の実情に応じた独自のシステム構築が必要となる。さらに、同規模の実績を伴う運用の安定性や操作性、画面デザイン等のノウハウを踏まえシステムとして実現する能力等により、本事業の目的の達成に大きな差が生じる。

そのため、事業者の企画提案能力、実績、費用対効果等を比較審査して選定できるプロポーザル方式を採用する。

3 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に該当する者でないこと及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」または国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を契約締結日時点で取得し、継続的に更新していること。
- (7) 「児童情報共有システムの導入及び運用保守業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

4 手続等

(1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当

〒156-0043 世田谷区松原 6-3-5

担当 平野、櫻井、山口

電話 03-6304-7745 FAX 03-6304-7786

メールアドレス：SEA03648@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書等の交付期間、場所および方法

期 間 令和6年10月25日（金）～11月8日（金）

場 所 「4（1）担当部課」または区のホームページ

受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日を除く）

(3) 質問の受付

提出方法 様式3「質問票」に記載し、電子メールにより提出すること。

提 出 先 「4（1）担当部課」まで電子メール送信

提出期限 令和6年11月8日（金）正午まで

回 答 提案書作成にあたっての質問及び回答については、公平を期するため、
内容を取りまとめたうえ、令和6年11月15日（金）正午に、区のホームページにて回答を公表する。

(4) 参加表明書等の提出期限、提出先および方法

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、様式1「参加表明書」に必要事項を記入して代表者印を押印し、その他提出書類一式と併せて提出すること。

【提出書類】

① 様式1「参加表明書」（別紙を含む。）

② プライバシーマークの付与認定又はISMSに関する証憑（認定証写し等）

③ 導入運用実績が分かる資料

④ 法人の概要が分かる資料（会社パンフレットなど）

提出期限 令和6年11月8日（金）午後5時まで（必着）

提出場所 「4（1）担当部課」に同じ

提出方法 電子メール（（1）に記載のメールアドレスあて）

※件名冒頭に「【児童情報共有システムの導入及び運用保守業務委託】」
と明記の上、送信後「4（1）担当部課」に記載の電話番号に必ず連絡すること。（郵送不可）

(5) 招請通知（参加資格決定通知）

令和6年11月15日（金）に、様式1「参加表明書」に記載の電子メールアドレスあてにメールで通知する。

(6) 提案書等の提出方法

提出書類 ① 提案書（原本1部及び副本6部）

※副本には、会社名がわからないように、事業者名や所在地、事業者名を

用いた商品名等を削除するか黒塗りして隠すこと。

②見積書（原本１部）

令和６年度～令和９年度の見積書をそれぞれ添付し、各経費の内訳が分かるように詳細な見積書を作成すること。また、金額の算出にあたっては、契約履行期間の総額を記載するとともに、システム導入、導入支援等の経費を分けて記載すること。

提出期限 令和６年１２月１３日（金）午後５時（必着）（厳守）

※期間中の受付は、午前９時から午後５時まで（土日、祝日を除く。）

提出場所 「４（１）担当部課」に同じ

提出方法 直接持参に限る。なお、後日メールにて提案書及び見積書のデータを区に提出すること。

提案内容 「児童情報共有システムの導入及び運用保守業務提案要求仕様書」のとおり

５ 審査及び審査結果の通知

（１）審査

「児童情報共有システムの導入及び運用保守業務委託事業者審査委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて審査する。

① 選定委員の構成

委員長：子ども・若者部長 松本 幸夫

委員：子ども・若者部 児童相談支援課長 石山 智子

委員：児童相談所 児童相談課長 工藤 木綿子

② 審査方法

「児童情報共有システムの導入及び運用保守業務委託提案書評価基準表」に基づき、提案書、見積額、プレゼンテーション内容を総合して評価し、その結果、最も優れた事業者を契約候補者として選定する。

（２）審査基準

①提案書およびプレゼンテーション

ア 業務実施計画について

イ 実施体制について

ウ システムの構築内容について

エ システムの機能について

オ 導入後の運用等について

カ システムの安定性および保守に関する事項

キ 個人情報保護・情報セキュリティ対策について

ク その他追加提案について

ケ 提案サービスの実績について

②見積書（様式自由）

見積金額の妥当性

(3) 審査結果の通知

選定結果は、令和6年12月下旬に文書で通知する（予定）。

6 事業者選定及び主な事業スケジュール

公募開始、質問受付開始	令和6年10月25日（金）
参加表明書提出期限・質問受付締切	令和6年11月 8日（金）
招請通知・質問回答期限	令和6年11月15日（金）
提案書の提出期限	令和6年12月13日（金）
選定委員会 （プレゼンテーション）	令和6年12月中旬～下旬
選定結果通知	令和6年12月下旬
契約締結	令和7年 1月上旬【予定】

7 その他

- (1) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- (2) 特定結果の通知以降、速やかに区と事業者で打合せを行い、契約締結に向けた調整（詳細な仕様、金額等）を行う。
- (3) 詳細な仕様、契約金額、候補者のシステムが提案どおり稼働できることの判断等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として、契約を締結する。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (10) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (11) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (12) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (13) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (14) 関連情報を入手するための照会窓口 「4（1）担当部課」に同じ
- (15) 詳細は説明書による。
- (16) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。

- (17) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (18) 提案書の提出後に「3 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (19) 電算処理の業務については別紙1「電算処理の業務委託契約の特記事項」を遵守すること。